

令和5年度姫路市立安室中学校

学校いじめ防止基本方針(学校基本方針)



平成26年 9月 試案

平成26年10月 実施

令和 5年 4月 改定

1 本校の方針

本校は、校訓「学問は深く、身体をきたえ、知徳をみがこう」のもと、よき伝統を継承し、「当たり前前の方が当たり前前のできる生徒」「何事にも主体的に取り組む生徒」の育成を目指している。そのために、全校生徒が安心して学校生活を送り、仲間とともに充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともにいじめを生まない土壌と絆づくりを図り、いじめをしない・許さない学校づくりを推進しなくてはならない。日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な方向

生徒会活動・学校行事等を通して、気づきの心・支えあう心（仲間作り）・達成感を得させ、弱い立場の生徒が支えられる豊かな心を育んできた。

「いじめは、どの生徒にも学校にも起こりうること。」また、「いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。」との認識を全教職員がもち、教職員の連携や生徒との信頼関係を築いていく。「いじめをしない」、「いじめを許さない」人間関係づくりと大人の気づく力を高め、いじめを生まない土壌づくりに取り組む。そのため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、「未然防止」「早期発見」するための「いじめ問題に対する日常の取り組みチェックシート」とそれぞれの取り組みを定める。

(2) いじめ防止のための指導計画

学校教育活動全体を通して、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、「いじめの防止のための取り組み」、「未然防止」、「早期発見・早期対応」、「いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上をはかる校内研修」等、年間の指導計画を定める。

(3) いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、速やかに市教委に報告するとともに、いじめ対応チームを発足させ、情報の収集と記録・情報の共有・いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。また、収集し確認した情報及び対応について、市教育委員会に報告し、校長の判断により、学校サポートスクラムチームの支援を要請する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・ 年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

- ※ なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応することとする。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する者を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校基本方針は、本校のホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者会や地域での会合などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、学校評価においての評価結果を踏まえて、「いじめ防止対応委員会」で改善に取り組む。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。